

● 医療用プラスチックごみの分別について ICN 沼倉 美幸

今回は4月に変更になった部分だけを改めて、ご紹介いたします。
(詳しくは院内感染防止マニュアルの「医療廃棄物一覧表」を参考にしてください。)



4月より医療用プラスチックの分類が拡大され3カ月経過しますが、分別方法はきちんと行っていますか？

<医療用プラスチック>

輸液パック

経管栄養パウチ

血糖エキストラの包装

経腸栄養輸液セット

消毒液・洗浄剤の容器

洗浄剤（ポンプごと廃棄）

擦式アルコール（ポンプごと廃棄）

輸液パックの包装

注射器の包装



感染の可能性がある物はこれまで通り
バイオハザードBOXへ

黒太字のものは以前まで燃えるごみに分類されていたが、4月からは医療用プラスチックに変更された

病院で職員が飲食したごみ（弁当パック、菓子包装等）も、プラスチックと燃えるごみに分別して下さい。
ただし、汚れのひどいプラスチックは燃えるゴミです。

プラスチックごみには割箸や紙類が入らないようにしてください。



発行日

▶2018年6月27日

感染対策News / 2018年6月号

制作・発行 感染防御推進の会(院内感染対策委員会とは独立した会です)

医師:木須・豎山、ICN:沼倉、薬剤科:坂内、検査科:遠藤・三上(編集)

お問い合わせ:内線 2311 研究検査科 三上まで

